

厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です

1. 当薬局は、1200品目の医薬品を備蓄しています
2. 当薬局は、どの保険医療機関の処方せんでも応需します
3. 当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします
3. 処方せんによる医師の訪問指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して服薬指導等を行います